

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 56(オ)434	原審裁判所名	福岡高等裁判所
事件名	土地所有権移転登記手続	原審事件番号	昭和 51(ネ)46
裁判年月日	昭和 56 年 10 月 8 日	原審裁判年月日	昭和 56 年 2 月 17 日
法廷名	最高裁判所第一小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 134 号 29 頁		

判示事項	書面によらない土地の贈与者が受贈者に土地の占有及び登記名義を移転することができない場合において贈与の履行が終了したのものとして民法五五〇条に基づく取消の効力が否定された事例
裁判要旨	書面によらないで土地を贈与した者が、その土地について占有及び登記名義を有しないためこれを受贈者に移転できない場合において、受贈者がその土地の登記名義人に対し所有権移転登記手続を求める訴訟を起こしたのち、その訴訟遂行を助けるため贈与者が受贈者に対しその土地の権利関係に関する証拠書類を交付したなど判示の事実関係があるときは、贈与者は贈与の履行を終つたものであり、贈与者が民法五五〇条の規定に基づいてした贈与の取消は効力を生じない。

全 文	
主 文	
	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人らの負担とする。
理 由	
	上告代理人と儀英毅の上告理由一について 所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、ひつきよう、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するものにすぎず、採用することができない。 同二及び三について 原審が適法に確定した事実は、要するに、(1) 上告人らの被承継人Dが昭和三八年に長男の被上告人B 1に本件土地を贈与した当時は、本件土地は被上告人B 2がDの同意なくして占有し、かつ登記名義人となっており、DはB 2に対しその返還を求めて係争中であつた、(2) B 1は贈与を受けて約九年を経過した昭和四七年にB 2に対し本訴を起こし、本件土地の所有権移転登記手続を請求した、(3) Dは右訴訟提起の頃B 1の訴訟遂行を助けるため、同人に本件土地の権利関係に関する証拠書類を交付したうえ、一審係属中に証人として出廷しB 1のために証言したが、その証言の中には同人に本件土地を贈与した旨の陳述が含まれていた、(4) 本件の一審裁判所は右証言を採用してB 1の勝訴の判決をした、(5) その後の昭和五二年四月一八日にDはB 1に対し本件土地の贈与は書面によらないものであるからとの理由でその取消の意思表示をした、というのであるところ、右事実関係のもとにおいては、Dは贈与の取消の意思表示をするまでに、すでにB 1に対する贈与の履行を終つていたものと解するのが相当であつて、右取消の意思表示は無効であるといわねばならない。この点に

関する原審の判示は右と同趣旨に帰するものと解されないものではなく、原判決に所論の違法はない。論旨は、原判決を正解しないでこれを論難するものであつて、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 谷口正孝 裁判官 団藤重光 裁判官 藤崎万里 裁判官 本山亨 裁判官 中村治朗)

※参考：判例タイムズ 459 号 51 頁、判例時報 1029 号 72 頁、金融商事判例 638 号 3 頁